

## 社会福祉法人新琴似子鳩園の役員等の報酬等並びに旅費に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新琴似子鳩園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

役員等に対して報酬は、支給しない。

### (交通費の支給)

第4条 役員及び役員等に対して役員会、監事監査会、評議員会、評議員選任・解任委員会の各会合の出席者に支給する。

- 1) 法人の施設における各会議には、その施設に常勤する役員及び役員等には支給しない、
- 2) 法人の施設以外における各会議には、全出席者に支給しその額は、一律、5,000円とし、当日現金にて支給する。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### (補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する